

部活動・クラブ活動規則

1. 目的

- (1) 部活動・クラブ活動は教育活動の一環として、学年や学級の所属を越え、共通の趣味や関心を持つ生徒で組織し、文化的・体育的・生産的な活動を自主的に行う。
- (2) 生徒の個性の伸長を通じ、学校生活をより充実させ、豊かにする。
- (3) 顧問・担当の指導のもと、生徒の自主的活動を促進するとともに、責任感や協力的な態度を育成する。

2. 部・クラブの存続、新設、廃部について

- (1) 年度の始めに入部希望者があって、かつ指導教師（顧問・担当）が決まった場合はその部・クラブは引き続き活動できる。
- (2) (1)の条件を満たさない場合は原則として休部あるいは廃部とする。復活させる場合は新設部と同様に扱う。
- (3) 新設する場合は(1)の条件を満たした上で、職員会議の同意を得て、校長が承認する。

3. 部・中体連に加盟するクラブの入部、退部について

- (1) 入部の手続きは、保護者の同意を得た上で、所定の用紙(入部届)に記入して提出する。
- (2) 入部後、特別な理由で変更を希望する場合は、保護者と両部の顧問及び学級担任の了承を得て、退部届・入部届を両部の顧問に提出する。
- (3) 主として活動する部を確定した上で、活動に支障がない範囲で兼部を認める。
両部の顧問の了承を得て、兼部届を提出する。
※その他クラブについては、担当から出される所定の方法で、参加の意思を確認する。
- (4) 仮入部は最長で17時まで。「活動は1部活、見学は2部活(約30分×2)まで」とし、その際は事前に「見学・体験入部カード」を提出する。

※入部（新規）届を提出した生徒も5月1日（金）までは17時終了。

	4/13(月)～4/17(金)	4/20(月)～4/24(金)	4/27(月)～5/1(金)
入部（継続）届提出期間		24(金)	
仮入部期間	13(月)・14(火) 16(木)・17(金)	—	27(月)・30(木)
入部（新規）届提出期間			2(金)

【補足】 1 年度当初の入部に関しては上記の日程で行う。

2 事情により年度途中での入部に関しては保護者の同意を得た上で途中入部の入部希望用紙を提出する。

4. 活動について

- (1) 活動は体力や能力に応じて自主的に行い、顧問・担当の指導・助言に従う。
- (2) 部活動時刻は原則、次の通りとする。放課後～18:00
ただし、土日祝日や長期休業、クラブ活動時刻についてはその限りではない。
- (3) 活動は決められた場所で行う。
- (4) 顧問・担当の承認がなければその日の活動はしてはならない。承認を得たら、部長は活動指示黒板に活動予定を記入する。顧問・担当以外の先生に指導・監督を依頼する場合は顧問・担当を通じて行き、許可さ

れたら同様の手続きを行って活動する。

- (5) 教科の活動、学校行事(運動会、球技大会、文化祭等)、生徒会活動(役員会、委員会活動、中央委員会等)、学級活動(係活動、当番活動、清掃活動等)は原則として部活動・クラブ活動より優先する。
- (6) 定期考査1週間前から考査終了時までには活動を中止する。ただし、考査明け1週間以内に公式戦がある場合は、校長の了承を得て、考査に支障のない範囲で特別に活動ができる。
- (7) 更衣は顧問・担当が指示した場所とし、所持品は部で責任をもって管理する。荷物は活動場所へ持っていき、教室には置いておかない。
- (8) 給食がない日に活動する場合は、昼食を持参するか再登校することとし、校外に買いに出ることを禁止する。なお、昼食は顧問・担当が指示した場所でとること。
- (9) 職員会議、研修会後に活動する場合は、指示された時刻以降に再登校することを基本とするが、顧問・担当が認めた生徒に対して残留を認める。残留を認められた生徒は、決められた場所で決められた活動をする。
- (10) 活動後の片付けや備品及び施設・設備の管理を徹底し、更衣場所の清掃や戸締まりを責任をもって行う。
- (11) 練習着は体育着、ユニフォームを原則とする。
その他、特別な理由で顧問・担当が必要と認めたものを使用してもよい。

5. 対外行事の参加について

- (1) 対外行事へは、学校を代表して参加していることを十分自覚すること。
- (2) 対外行事に参加する場合は学校出発、学校解散を原則とする。集合から解散までは団体行動をとり、車内道徳や礼儀作法などに注意し、交通機関を利用したり道路を歩行する際には事故のないように特に気をつける。
- (3) 対外行事に参加する場合、往復の服装は標準服、又は部活動・クラブ活動で決められたものとする。
- (4) 他校生とトラブルを起こさないようにするとともに、中学生らしい態度をとること。また、他の部・クラブの試合等の応援には行かない。

6. 3年生の活動について

卒業前の部活動・クラブ活動の参加については、原則、都立入試終了後とする。

参加をする場合は、必ず顧問・担当に連絡すること。

ただし、試合や発表などを控えている場合は校長の了承を得て活動に参加することができる。

学校のきまりや本規則に違反しないよう努めること。7月と3月に部長会を開き、きまりについて確認する。

もし、違反がはなはだしい場合は顧問会(職員会議)にはかり、一定期間の活動停止や対外行事の出場停止又は部・クラブの解散などの処分を行う。